



- 4 2の欄は、現に包括登録を受けた年月日を「H17. 10. 12」のように記載すること。
- 5 3の欄は、当該届出に係る無線局を開設した期日を注4に準じて記載すること。
- 6 4の欄は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を注4に準じて記載すること。
- 7 5の欄は、次によること。
  - (1) 移動しない無線局にあつては当該届出に係る無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の経度及び緯度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「135. 30. 30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては「何県何市何町〇—〇—〇何ビル屋上(又は公衆電話ボックス上)」等と記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。
  - (2) 移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
  - (3) 都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- 8 6の欄は、当該届出に係る無線局が移動するものに限り、その無線設備の常置場所を記載すること。ただし、都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- 9 7(1)の欄は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。
- 10 7(2)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- 11 7(3)の欄は、無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- 12 7(4)の欄は、移動しない無線局であつて、26. 175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をGis(絶対利得)で記載すること。
- 13 7(5)の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
- 14 5から7までの欄に複数の無線局について記載する場合は、無線局ごとに記載すること。
- 15 8の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。
- 16 9の欄は、次によること。
  - (1) 当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。
  - (2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月3

0日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

17 移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を9の欄に記載して、その添付を省略することができる。

(1) 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以上の無線局の届出を同時に行う場合(一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。)は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、9の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(2) 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局における業務区域を記載した地図

18 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

## 電波法

(無線局の開設の届出)

第二十七条の三十一 包括登録人は、その登録に係る無線局を開設したとき(再登録を受けて当該無線局を引き続き開設するときを除く。)は、当該無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

## 電波法施行規則

(無線局の開設の届出期間)

第二十条 法第二十七条の三十一の総務省令で定める期間は、十五日とする。

## 無線局免許手続規則

(登録局の開設の届出等)

第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 運用開始の期日
  - 二 無線設備の設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲及び常置場所)
  - 三 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 四 登録局を開設した日
  - 五 登録の年月日
  - 六 登録の番号
  - 七 無線設備の工事設計の内容
- 2 一の包括登録に係る移動する無線局を同時に二以上開設したときは、法第二十七条の三十一の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、開設した無線局数を併記するものとする。
- 3 法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第五号の十一の様式により行うものとする。
- 4 法第二十七条の三十二の規定による届出は、その理由を添えて行うものとする。